

第47回 関東甲信越学生自動車連盟競技会

ドリフトコンテスト部門

特別規則書

第1条 競技会名称
第47回関東甲信越学生自動車連盟競技会 ドリフトコンテスト部門

第2条 競技種目
四輪自動車によるドリフトコンテスト競技

第3条 オーガナイザー
関東甲信越学生自動車連盟加盟校 埼玉大学 自動車部
所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

第4条 開催日及び開催地
開催日：2008年8月20日
開催地：本庄サーキット
埼玉県本庄市児玉町高柳 883 URL : <http://sph.egoiste.net/>

タイムスケジュール

7:30 ゲートオープン

7:45～ 受付

8:00～ 車検

12:30～ 開会式・ドライバーズミーティング

13:00～ コースクリア

13:05～ 練習走行開始（一本目、10~12分×5ヒート程度）

14:00～ コースクリア

14:05～ 練習走行開始（二本目、10~12分×5ヒート程度）

15:00～ 競技走行開始（10~12分×5ヒート程度）

16:20～ 表彰式

※タイムスケジュール及び練習走行、競技走行の時間ヒート数はオーガナイザーの判断により変更になることがある。

緊急連絡先：埼玉大学自動車部主将 高信 徹寛
電話：090-4412-6960

第5条 競技役員
競技長 高信 徹寛
コース委員長 四月朔日 秀仁
計時委員長 佐久間 祐
技術委員長 浜尾 俊幸
救護委員長 上野 宏朗
審議委員長 安藤 毅
審議委員会 : 埼玉大学 自動車部

第6条 参加資格

以下の条件をすべて満たす者。

- (1) 関東甲信越学生自動車連盟に加入する自動車部に所属、または連盟に所属していないが主催者が参加を許可した自動車部に所属し、かつ大学及び所属機関が発行する有効な学生証を有している者。
- (2) 各県の公安委員会から有効な運転免許証を交付され、これを有している者。

※ただし、競技開催日当日時点で（ア）（イ）のどちらか、または双方が失効している場合（有効期限切れや運転免許の停止処分を受けている場合等）、また当日の受付時に（ア）（イ）の双方が有効であることを証明できない場合は、競技への参加は認められない。ただし、OB・OG 大学に公認された顧問はこの限りでない。

※20歳未満の運転者の場合は、親権者の承認の上に所定の用紙に親権者による署名・捺印の上、それを申し込みの際に添えること。

第7条 参加費及び参加申し込み方法

1名あたりの参加費は以下の通りとする。

- ・ドリフトコンテストのみ：10000円（当日参加の場合は11000円）
- ・サーキットアタック、ドリフトコンテスト同時申し込み：15000円

※参加費の払い戻しは理由の如何を問わず行わない。

※参加費の中には保険料も含まれる。

参加申し込み方法は以下の通りとする。

参加申込書は原則として、2008年8月12日（火）までに必着とする。

参加費は原則としてゆうちょ銀行による指定の口座への振込みのみとし、各大学参加者全員分をまとめて振り込むこと。振り込み手数料は各大学の負担とする。

- ・参加申込書郵送先
〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255
埼玉大学 自動車部
- ・参加費振込先
記号 10300 番号 27737511 名義：サイタマダカク ジトウシャブ

第8条 クラス区分

以下のクラス区分とする。

クラスⅠ：初級クラス(サイド引き進入ができる程度)

クラスⅡ：中級クラス(振り替えしができる程度)

クラスⅢ：上級クラス(3速でクラッチ蹴りでの進入ができる程度)

※すべてのクラスは成立条件として、3エントリー以上で、かつ2大学以上からの出走がなければならない。クラスⅠ～Ⅲで成立条件に満たない場合は、当該クラスより1つ上のクラスに参加するものとする。(クラスⅢが成立しない場合は1つ下のクラスⅡに参加するものとする。)

※各クラスのレベルについては原則自己申告で行う。ただし、著しくそのクラスにそぐわない場合はクラスを変更する場合がある。

第9条 エントリーの制限

エントリーの受理数は、章典対象クラスの合計が60エントリーを超えないこととする。申し込みがこれを超えるときは、各大学のエントリー数が均一になるように主催者が任意に調整する。また同一選手は1クラス・1回のみエントリーできる。なお、同一車両による重複エントリーは原則的に認めない。

第10条 競技会の延期・中止・短縮

競技会審議委員会は、保安上または不可避の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技時間の変更を行うことができる。

第11条 車両及び競技運転者の変更

競技運転者の変更は認められない。また、車両の変更及びクラス変更は、正式受理後（当日の受付終了後）は認められない。しかし、当日の受付終了までに競技長もしくは主催者にその旨を理由をつけて告げれば変更が認められることがある。

第12条 コース

コースは、第17条及び別紙のコース図のものとする。

第13条 参加車両と競技運転手の装備

- ・ 自動車登録番号標を有しない車両は、積載するか、道路交通法に違反しない方法で運搬すること。
- ・ 自動車登録番号標の有無に関わらず、競技に参加するすべての車両は道路運送車両法に定める保安基準に適合していること。ただし、サーキット内での走行において、モータースポーツの性質上必要な調整・改造に関してはこの限りではないが、サーキット外では保安基準を遵守しなければならない。
- ・ 安全ベルト、ヘルメット、長袖、長ズボン、グローブを必ず着用すること。（半キャップ、軍手は禁止。ジェットタイプのヘルメットは耳がヘルメットより出ないものであれば可とする。できる限り JIS C種以上のヘルメットを使用すること）
- ・ 車体の形状が幌型の車両は、2008年 JAF 国内競技規則・国内競技車両規定に合致したロールバー（4点式以上・アルミ製不可）を装着すること。また、当該車両で参加する競技運転手はフルフェイスタイプのヘルメットを装着すること。
- ・ 上記の事項及びその他の安全事項は JAF の定める安全規定を満たしていること。

第14条 車両検査

1. 車両検査は、主催者が定めるタイムスケジュールに従って、指定の場所で受けなければならない。

2. 参加者は、自己の車両諸元を証明するために、自動車検査証または詳細な仕様書、カタログ等を常に携帯し、提示を求められた場合、速やかに提示すること。
3. 参加車両の排気音量は、本庄サーキットで定める排気音量規制（103デシベル）の範囲内とする。フェンダーからのタイヤのはみ出し、及び車高は、良識の範囲内での調整を認める。
4. ホイールキャップ及びホイールのセンターキャップは取り外すこと。
5. 車体に付着した泥、砂利等の落下する可能性のあるものは、事前に落としてくること。（特にラリー車両・ダートトライアル車両）
6. エンジンルームの各種キャップ（オイルフィルターキャップ・ラジエーターキャップは除く）及びバッテリー端子（プラス・マイナス双方）には、ビニールテープ等で十分なテーピングを施すこと。
7. 車両内部で走行の際に支障をきたすことが予想されるもの（フロアマット・ドリンクホルダー・お守り・芳香剤等）は、予めとり外しておくこと。
8. 車両外部で走行中に脱落が予想される部品は予め取り外しておくこと。
9. オーガナイザーが配布したスポンサーマーク等は、指定した場所に競技会終了まで正しく貼付しなければならない。
10. ゼッケンは車両の両サイドに、全周をテーピングして貼付すること。
11. 技術委員長はその権限を車検員に委任することができる。
12. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受けること。車両検査で不合格の場合、車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に出走できない。
13. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適合が発見された場合は当該競技会から除外される。
14. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両及び競技運転者の参加資格について検査することができる。
15. 競技終了後、入賞車両は再車両検査を行う該当車両の運転手もしくは参加者は必ず立ち会うこと。
16. 再車両検査を含め車両検査を拒否した場合、その競技運転者は当該競技会を失格とする。
17. 車両検査後は軽微な作業を除き、変更・交換を行う場合は、事前に技術委員長の承認が必要となる。（軽微な作業とは、プラグ・プラグコードの交換、エアフィルター交換、タイヤ交換などを指す）

18. 車両検査から正式結果発表までを車両保管とする。
19. 車両に関する疑義の判断は当該競技会技術委員長が行う。
20. 各社製 S タイヤの使用は禁止とする。

第15条 スタート

練習走行・競技走行共に以下の要領で行う。

- ・ スタートは、走順に従ってピットに整列し、係員の指示でコースインし、ペースカーの先導で一周のフォーメーションラップを取った後、ローリングスタートとする。
- ・ フォーメーションラップ中は追い抜き・追い越しは厳禁とする。

第16条 練習走行

- ・ 練習走行は原則として二回行う。
- ・ 練習走行のヒート分けは第8条に示したクラス区分で行う。
- ・ 車両の追い抜き・追い越しの際はイン側の走行ラインより行うこと。ただし、追い越しをするためにコーナーに並走で進入することは厳禁とする。
- ・ 各車両は、接近する後続車両に十分注意し、自分よりもペースが速いと感じられる車両に対してはできる限りイン側の走行ラインを譲り、安全に追い越しをさせることができるように心がけること。また、走行ラインを譲る際、右ウインカーで合図を出すことを推奨する。
- ・ 原則的に車両のトラブルやオフィシャルの指示でピットインした場合、その間の時間は走行時間に補完しない。
- ・ 天候、またはコースコンディション等により、1回の走行のみで打ち切る場合や、走行時間を短縮する場合がある。

第17条 競技

- ・ 競技走行は、原則として1ヒートのみ行う。
- ・ コンテストは1ヒート内での総合的な審査する。但し、クラス I に関しては、最終コーナーは審査区間の対象外とする。
- ・ 審査は、ライン取りの美しさ、進入速度の速さ、ドリフトの迫力、ドリフトの角度などで総合的に判断する。その規準は主観的にかまわない。

第18条 走行終了

練習走行・競技走行共に以下の要領で行う。

- ・ コントロールライン手前でチェッカー旗が振動された時点で、当該

- ヒート終了とする。
- ・ チェッカー旗が振動された後、コントロールラインを通過した車両は必ず速やかに減速し、ペースカーに従い徐行してピットインする。
 - ・ クーリングラップは設けない。
 - ・ チェッカー旗が振動された後の追い抜き・追い越しは厳禁とする。

第19条 混走時の危険回避

練習走行時にスピンアウトした場合、直ちに車両を停止させることを第一とし、接近する他の車両がある場合は必ず停止して待機すること。復帰時は、まずコースの安全を確認した上で砂利等を撒き散らさないようにコース脇へよせ、後方の車両が接近していないことを確認し、コースへ復帰すること。

第20条 旗の信号合図

日章旗・・・・・・・・・・走行スタート

黄旗・・・・・・・・・・スピン車両等、危険あり。注意せよ。

黒旗・・・・・・・・・・車両・または運転者に問題あり。直ちにピットインせよ。

赤旗・・・・・・・・・・コース上に重大な危険、または競技走行の進行に重大な問題あり。（競技走行中計測器に故障や不備が見つかった場合等）直ちにスローダウンし、ピットロードに戻り整理し停止せよ。

緑旗・・・・・・・・・・コースクリア

チェッカー旗・・・・・・・・・・ゴール合図・コントロールライン通過後スローダウンし、ペースカーに従う。

※ 競技中は、各ポストから出る旗に注意すること

第21条 章典について

ドリフトコンテストに関してはあくまで余興的な要素とし、個人表彰及び審査員特別賞のみとし、関東甲信越学生自動車連盟競技会の総合表彰の得点には加算しない。

第22条 順位決定

参加者の投票により決定する。各参加者は受付にて渡された封筒内に入っている投票用紙に各クラスで一番良かったと思う車両の番号を記

載し、投票箱へ入れる。ただし、自らのクラスに関しては除外する。複数の車両の投票数が同数の場合は以下の順番で順位を決定する。

1. 在学年数が下のもの
2. 過給器等が付いていないもの
3. 気筒容量が少ないもの
4. 競技会審議委員会の決定による

第23条 公式通知

特別規則書に掲載されていない競技運営に関する実施細則、及び支持項目は、当日受付脇にて公式通知によって掲示する。

第24条 罰則・失格規定

1. コーナーに故意に並走して進入するなど、追い抜き・追い越しの際の危険行為が審議委員会で認められた場合、1回につき10秒を当該ヒートの最速の走行タイムに加算する。
2. スタート時・およびゴール後、ペースカーをコースインさせるが、ペースカーがコース上にいるときに追い抜き・追い越しをした場合当該ヒートの走行タイムに10秒加算する。
3. 極端なショートカットが認められた場合、または明らかなフラッグ無視が認められた場合は、当該ヒートの走行タイムに10秒加算する。
4. 参加者及び競技運転者が以下の行為を行った場合、当該ヒートを無効とする。
 - (1) スタート及びオフィシャルの指示に従わなかった場合
 - (2) スタート時刻までにスタート位置に付かない場合
 - (3) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合（ただし、コースアウトした場合のコース復帰の援助は除く）
5. 以下の行為を行った場合、参加者及び競技運転者は、当該競技会を失格とする。
 - (1) 競技役員 of 指示に従わなかった場合
 - (2) 不正行為・危険行為を行った場合
 - (3) コースアウト等で当人以外の人及び物に損害・被害を与えた場合
 - (4) 競技車両を、車両検査後から競技会が終了する前に技術委員長の承諾を得ずに改造及び整備等を行った場合
 - (5) 競技車両を、車両検査後から競技会が終了する前に競技長の

承認を得ずに会場外へ出した場合

※ 競技中、走行が危険であると判断された車両は失格とし、これに関する抗議は一切受け付けない

第25条 抗議

- ・ 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。ただし、本規則書に規定された出場拒否、コース委員の判断及び計時装置に関する抗議、及び競技会審議委員会の決定に対しての抗議は受け付けない。
- ・ 抗議を行う場合は必ず書面により理由を明記し、抗議料として20,000円を添えて競技長に提出しなければならない。
- ・ 審議委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。抗議料は抗議が成立した場合、及び審議委員会が返還を決定した場合のみ返還される。

第26条 抗議の時間

抗議の制限時間は下記の通りとする。

- ・ 技術委員の決定・・・・・・・・・・決定直後
- ・ 競技中の過失、反則・・・・・・・・・・競技終了後 30 分以内
- ・ 成績の発表・・・・・・・・・・暫定結果発表後 30 分以内

第27条 棄権

競技運転者が途中で競技を終了する場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技委員に申し出なければならない。

第28条 損害の補償

- ・ 参加者及び競技運転者は、参加車両もしくはその付属品が破損・紛失・盗難などの場合、ならびに会場の器物等を破損した場合、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- ・ 参加者、競技運転者、メカニック、ヘルパー、ゲスト等は、JAF、オーガナイザー、大会委員、競技役員、会場（土地）保有者等が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員・競技委員がその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その職務遂行によって起きたものであっても、前者の死亡、負傷、車両損害等に対しては一切の責任を負わないものとする。ただしサーキットの敷地内での事故で怪我を負ったりした場合

に、見舞金が支払われる場合があるので、詳細は別紙の「本庄サーキット専有貸切使用規定」を参照のこと。

第29条 参加者及び競技運転者の遵守事項

下記の事項を守らない参加者及び競技運転者は、当該競技を失格とする場合がある。

1. 全ての参加者及び競技運転者は、本特別規則に規定されている各種事項及び2008年度JAF国内競技規則・国内競技車両規則に精通し、明朗かつ公正に行動し、暴言を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
2. 参加者及び競技運転者、及び競技関係者は、競技中及び大会期間中に薬品等によって精神を繕ったり、飲酒してはならない。
3. 主催者・大会役員・競技役員・競技会審議委員会等の名誉を傷つける行為を行ってはならない。
4. タイムスケジュールに従って行われるドライバーズミーティングには、全ての競技運転者は必ず出席すること。
5. 競技中以外は全て徐行運転を行い、いかなる場所においてもスタートテスト、プレーキテスト、タイヤウォーム行為、極端な空ぶかしは厳禁とする。
6. チェッカー旗が振動された後は速やかに減速し、ペースカーに従い徐行し、ピットインすること。
7. 競技中はヘルメット、シートベルトを正しく着用し、窓（運転席側）サンルーフ等は必ず全閉にすること。
8. 参加する競技運転者の競技中の服装は、耐火性のレーシングスーツ、レーシンググローブ、レーシングシューズの着用を強く推奨する。ただし、一般に不快を与えない長袖・長ズボン・運動靴・指の出ないグローブでもよい（軍手は不可）
 - ※ 靴紐はまとめておき、走行中ペダルに引っかからないよう十分注意すること。
9. サービスカー及び車両積載車等は、主催者が指定した駐車スペースに置くこと。
10. パドック内における燃料補給の際は、自車はもちろんのこと、必ず両隣の車両もエンジンを停止すること。また、必ず2人以上で作業し、1人は消火器を持って待機しておくこと。
11. 同乗走行は原則禁止とする。ただし、BLクラスにエントリーしたドライバーは、練習走行時のみ経験者の同乗を許可する。

12. その他の遵守事項等については、別紙で本庄サーキット専有貸切使用規定を添付するので、熟読し、それを遵守すること。

第30条 本規則の解釈及び違反

本規則及び競技に関する諸規則（特別規則書・公式通知等含む）等の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審議委員会の決定を最終とする。

第31条 本規則の施行及び記載されていない事項

- ・ 本規則は、第47回関東甲信越学生自動車連盟競技会に適用されるもので、参加申し込みと同時に有効となる。
- ・ 本規則に記載されていない事項については、2008年度JAF国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準ずる。

第32条 主催者の権限

- ・ 本競技会においては、いかなる競技参加者も主催者の指示に従う義務を有する。
- ・ 主催者の指示には、いかなる場合も速やかに従い、かつ、これを遵守すること。

第33条 本規則書の施行

本特別規則書は施行期日（2008年8月13日(水)）より大会当日競技終了時（表彰式を含む）まで有効とする。